

相続に関する相談事例 ～相続時精算課税贈与があった場合の相続財産への加算～ その3

シリーズで、相続に関する相談事例について解説しています。第3回目は、相続時精算課税贈与があった場合の相続財産への加算について解説します。

相続時精算課税の制度とは、原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間に一定の書類を添付した「相続時精算課税贈与選択届出書」を添付し贈与税の申告書を提出する必要があります。

また、特定贈与者である父母または祖父母などが亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税適用財産の贈与時の価額（令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産については、贈与を受けた年分ごとに、その相続時精算課税適用財産の贈与時の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額）を加算して相続税額を計算します。

【設例】以下のような相続時精算課税贈与（贈与者：父、受贈者：長男）があり、父が令和8年4月に死亡した場合の相続財産への加算については、以下のようになります。

贈与年月	贈与価額	贈与税の申告等	相続財産への加算	摘 要
平成20年3月	1,500万円	選択届出書と贈与税の申告書を期限内に提出	1,500万円	適法に手続されているので、精算課税贈与と判定される。
平成21年5月	200万円	贈与税の申告書未提出	200万円	期限後申告書は提出できないが時効の適用はない（※1）。
平成22年7月	500万円	贈与財産の評価額を300万円として申告	500万円	修正申告書は提出できないが、適正な評価額で相続財産に加算される（※2）。
令和3年8月	100万円	贈与税の申告書未提出	100万円	期限後申告が必要。特別控除の適用はない（※3）ため贈与税20万円が課税され、相続財産から控除される。
令和4年9月	600万円	贈与財産の評価額を400万円として申告	600万円	特別控除の金額を600万円に訂正（※4）して修正申告が必要。
令和6年1月	110万円	贈与税の申告書未提出	—	精算課税基礎控除額以下の贈与で申告不要。相続財産にも加算されない。
令和7年2月	110万円	贈与税の申告書未提出（母から相続時精算課税によって110万円の贈与を受けた）	55万円	精算課税基礎控除額は、 $110万円 \times (110万円 \div 220万円) = 55万円$ となり、贈与税11万円が課税される。
合 計	—	—	2,955万円	—

（※1）贈与税は課税されないが、相続時精算課税贈与を選択した後の贈与財産はすべて相続財産に加算される（東京地裁：令和7年1月16日判決参照）。

（※2）贈与税は課税されないが、贈与財産の申告金額に係らず、適正な評価額で相続財産に加算される。

（※3）贈与税の期限後申告が求められ、贈与税と無申告加算税が課される。なお、精算課税の特別控除額は贈与税の期限内申告が要件とされているので、控除を受けることはできない。

（※4）期限内に贈与税の申告が行われていて、贈与財産の評価額の誤りの場合には、原則として特別控除額を訂正して修正申告を行い、600万円が相続財産に加算される。

以上の設例による相続時精算課税贈与があった場合に、父の相続財産に加算される金額は2,955万円、相続財産から控除される贈与税額は（20万円+11万円）=31万円とされる。
 （文責：山本和義）